

お客さまご本人の確認書類について

お客様が個人情報保護法（以下「法」といいます。）第 27 条第 2 項による利用目的の通知又は法第 28 条第 1 項による開示をご請求になる場合には、個人情報の漏えい防止の観点から、お客様ご本人の確認書類をご提出いただきます。お客様の代理人をご請求になる場合には、お客様ご本人及び代理人の双方の確認書類が必要となります。また、ご本人が 15 歳以下の場合には、ご本人の法定代理人にご請求いただきます。各々の確認書類につきましては、下記をご参照ください。

記

【ご本人の場合】

有効期間内の次の書類（注：コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれません。）のうち、いずれか 1 通が必要となります。

- 運転免許証のコピー
注）住所変更されている場合には、住所変更手続をなされた上で、「裏面」のコピーも添付ください。
- 住民基本台帳カードのコピー
注）「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所（現住所）が記載されているもの[B タイプ]。同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。
- 旅券（パスポート）のコピー
注）顔写真のページと所持人記入欄（氏名・住所などの記入箇所）の両方のコピーが必要です。
- 各種年金手帳のコピー
- 各種福祉手帳のコピー
- 各種健康保険証のコピー
注）住所欄には必ず現住所をご記入ください。
- 外国人登録原票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（外国人の場合）

【代理人の場合】

3 ヶ月以内に発行された次の書類

- 親権者（民法 818 条）の場合
戸籍謄本、戸籍抄本等、本人との関係を証する書類
- 成年後見人（民法第 8 条、第 843 条）の場合
登記事項証明書
- 未成年後見人（民法第 839 条、第 840 条）の場合
登記事項証明書
- 任意代理人の場合（注：本人が 16 歳以上である場合に限り。）
本人が自署、押印した委任状（原本）

【成年後見人が法人である場合】

登記簿謄本、登記簿抄本、現在事項全部証明書又は現在事項一部証明書のいずれか（注：3 ヶ月以内に発行されたものに限り。）

〒190-0014 東京都立川市緑町 7 番地 1
（アーバス立川高松駅前ビル 4 F）
株式会社 日立ソリューションズ・テクノロジー
経営企画部
電話：042-512-0821

以 上